

令和5年度医師の働き方改革説明会及び個別相談会

～神奈川県からの連絡事項～

神奈川県健康医療局保健医療部医療課
(勤務環境改善支援センター事務局)

令和5年6月8日

運営協力：神奈川県病院協会

目次

- 1 地域ワーキンググループの開催結果
- 2 宿日直許可の申請等に係る留意事項
- 3 特例水準の指定申請に係るスケジュールの変更
- 4 特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施等（厚労省事務連絡）
 - 4 - 1 評価センターの早期受審
 - 4 - 2 勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施
 - 4 - 3 特定労務管理対象機関の指定申請を予定しない医療機関に向けて

<地域ワーキンググループの開催状況>

	地区	第1回開催日	第1回出席者関数	第2回開催日	第2回出席者数
1	横浜北部	3月22日(水)	9	4月20日(木)	7
2	横浜北東部	3月27日(月)	10	4月25日(火)	7
3	横浜東部	3月31日(金)	9	4月24日(月)	9
4	横浜西部	3月28日(火)	8	4月27日(木)	6
5	横浜中心部	3月24日(金)	14	4月28日(金)	10
6	横浜南西部	3月30日(木)	12	4月21日(金)	10
7	横浜南部	3月30日(木)	7	4月27日(木)	8
8	川崎	2月14日(火)	16	4月26日(水)	23
9	相模原	2月27日(月)	11	4月19日(水)	12
10	横須賀三浦	2月15日(水)	10	4月19日(水)	15
11	湘南東部	2月13日(月)	12	4月28日(金)	14
12	湘南西部	2月24日(金)	10	4月24日(月)	12
13	県央	2月28日(火)	16	4月19日(水)	17
14	県西	2月22日(水)	10	4月21日(金)	12
			154		162

1 地域ワーキンググループの開催結果について

■ 第2回地域ワーキンググループでの議論

- 第1回の地域ワーキンググループ後、**令和6年4月以降の夜間・休日の救急受入の増減見込み**について、県が各病院に調査した結果を共有
- 地域における**救急医療提供体制の維持**に向けて、**各病院が目指す時間外労働の水準**について、情報共有と意見交換

■ 第2回地域ワーキンググループで明確になったこと

- **宿日直許可の結果待ち、申請準備中の病院が多数**
- **取得できない場合、救急医療提供体制を見直す可能性**のある病院あり

➡地域により状況に差はあるが、宿日直許可の結果が判明していないため、救急医療提供体制の議論に踏み込むことができなかった。

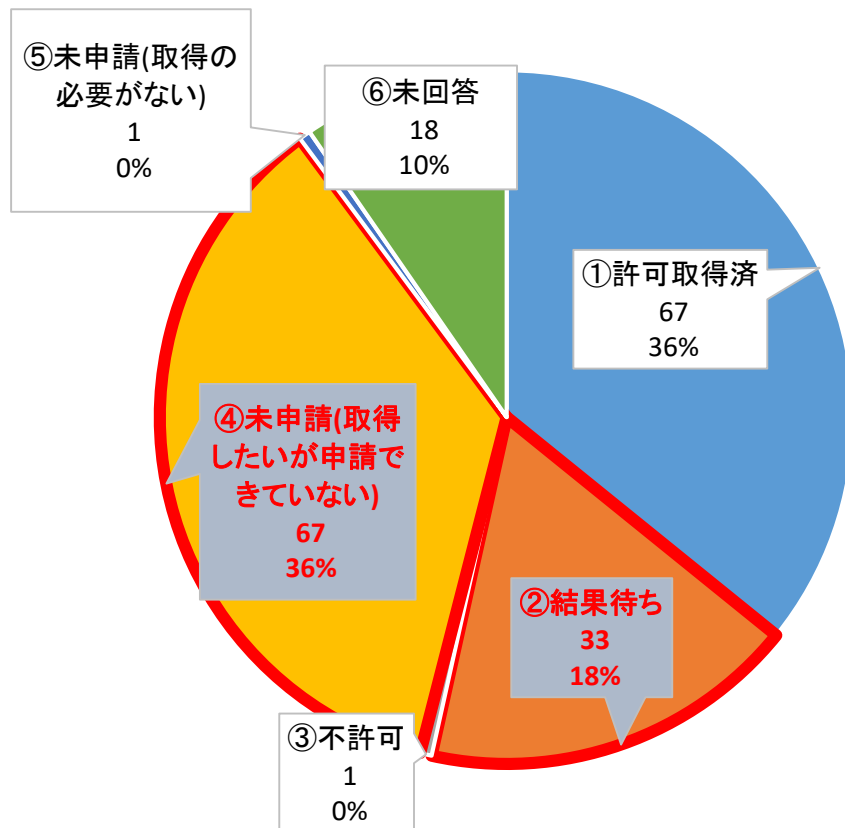
<救急医療機関における宿日直許可の取得状況>

救急医療機関187病院のうち、

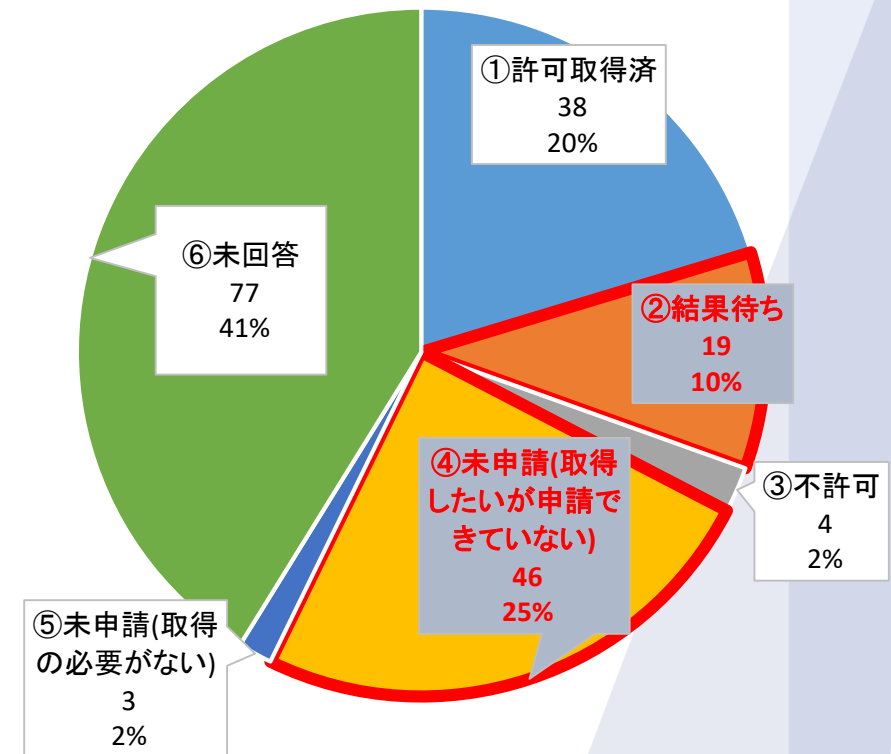
宿日直許可（宿直）を取得済の病院は3.5割程度

宿日直許可（日直）を取得済の病院は2割程度（webフォームによるアンケート調査による：5/14時点回答）

宿日直許可（宿直）の取得・申請状況（n=187病院）



宿日直許可（日直）の取得・申請状況（n=187病院）



2 宿日直許可の申請等に係る留意事項 ①

地域ワーキンググループでは、**県から労働基準監督署に対して状況確認や働きかけを行ってほしい**との意見が寄せられた。



神奈川県労働局と相談したが、宿日直許可等の調整は、医療機関と労基署間における個別の調整事項であり、第三者である県に情報提供できうるものではないことを改めて確認



医療機関の意向を踏まえ、神奈川県労働局と次のとおり申し合わせた。

- ① **労基署では医療機関側に課題を提示したと認識しているが、医療機関側でそのように捉えていないケースがある可能性があるため、認識が相違している医療機関には各労基署から医療機関へ連絡する。**
- ② **ただし、労基署は、許可に向けて課題が無いケースについては、基本的に長期間待たせることはない**ので、調整後1か月経過後も連絡がない場合は、**医療機関から遠慮なく問い合わせる。**
- ③ **労基署では、医療機関からの問合せに応じているが、必要に応じ、勤改センターのアドバイザーを介して相談することも可能なので、活用してほしい。**

2 宿日直許可の申請等に係る留意事項 ②

■ 宿日直許可の申請における留意点

「宿日直中の勤務実態が、労働密度が低く十分な休息をとることが可能と認められる場合」

- ▷ 上記に明らかに合致していない現状でも申請していませんか？
- ▷ 部分的にでも許可基準を満たさない申請は、**そのままでは、当該部分は許可されない可能性が高いため、抜本的な働き方改革が必要です！**

具体的には次頁のとおり

＜医師の働き方改革の方策例＞

「宿日直許可の取得＝医師の働き方改革」ではないことに留意

●勤務体制・業務内容の見直し

- ・主治医制からチーム制、複数主治医制の導入
- ・交替（シフト）制勤務や変形労働時間制の導入
- ・各科当直から複数診療科によるグループ当直の導入
- ・オンコールの併用
- ・カンファレンスの実施方法の見直し
- ・自己研鑽に関するルールの作成及び周知

●タスク・シフト/シェア

- ・短時間勤務の医師の活用
- ・医師事務作業補助者の活用
- ・特定行為研修を修了した看護師の活用
- ・助産師の活用

<好事例はいきサポを参照してください！>

いきいき働く医療機関サポートWeb
いきサポ

サイト内検索 [Q] 文字サイズ 標準 拡大 勤改センター一覧 >

勤務環境の改善とは 医師の働き方改革の制度解説・最新情報 役に立つ情報 その他

準備はお済みですか?
2024年4月~
医師の時間外労働の
上限規制適用が
開始されます。

いきいき働く医療機関サポートWeb
いきサポ

サイト内検索 [Q] 文字サイズ 標準 拡大

勤務環境の改善とは 医師の働き方改革の制度解説・最新情報 役に立つ情報

取組み事例の紹介

取組み事例の検索

使い方

こちらのページから、取組事例・提案の検索ができます。
検索したい項目を選択のうえ「検索する」ボタンをクリックすると、条件に該当する個別事例・提案の一覧が表示されます。
また、フリーワード欄にキーワードを入力して「検索する」をクリックすると、キーワードを含む個別事例・提案の一覧が表示されます。

<個別相談は勤改センターをご利用ください！>

神奈川県医療勤務環境改善支援センター

◆医療勤務環境改善支援センターとは

医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関を支援する拠点です。



気軽にご相談ください！！
(相談無料)



- ・診療報酬制度
- ・医療制度・医師法制
- ・組織マネジメント
- ・経営管理
- ・関連する助成金制度や補助金制度

など

- ・宿日直許可取得支援
- ・医師労働時間短縮計画作成支援
- ・医師のタスク・シフト/シェア
- ・就業規則の見直し
- ・賃金制度の設計

など

専門的見地からのアドバイスやノウハウの提供！！

医療経営アドバイザー

医療労務管理アドバイザー

センター事務局

医療労務管理相談コーナー

受付時間	8:30~17:00
電話番号	045-664-2522
FAX	045-210-8858

受付時間	9:00~17:00
電話番号	045-326-6947
FAX	045-326-6967

悩んだらまずは、下記までご連絡ください！！

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県庁医療課内

045-664-2522 FAX 045-210-8858

ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

厚生労働省神奈川県労働局委託「医療労務管理支援事業」

いよいよ2024(令和6)年4月から、医師の時間外労働の上限規制が運用開始となります。

医療機関の皆様、勤務環境改善についてお困りことはありませんか？

神奈川県 相談無料

医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理相談コーナー

まずは専門家アドバイザーに相談!!

医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、医療労務管理アドバイザー(医療業界に強い社会保険労務士等)を選出し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

情報がほしい! ヒントがほしい!
アドバイスがほしい!

無料個別訪問

質の高い医療従事者の
デカフになります

支援業務内容

- 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別訪問・相談対応等
- 勤務環境改善に関する研修会・セミナー開催

希望日に専門家が訪問し、問題解決に向けた支援を行います。

ご質問・お問い合わせはお気軽にどうぞ!

神奈川県医療労務管理相談コーナー
(平日9:00~17:00 土日祝日も可)
TEL:045-326-6947 FAX:045-326-6967

〒231-0015 神奈川県横浜市中区
東上野6-40 神奈川労働センタービル12階
kanagawa@task-iryo.com

ホームページの「お問い合わせ」をクリック!

ホームページからも相談申込ができます。

ホームページURL: <https://task-iryo.com/kanagawa/>

3 特例水準の指定申請に係るスケジュールの変更

医 第 1581 号
令和5年5月31日

県内医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公印省略)

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請の期限
について (通知)

本県の医療行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年4月28日付け医第1344号により、特例水準の県への指定申請の期限を令和5年8月31日(木)と案内していたところです。

しかしながら、医療機関の皆様による各種事務手続きの進捗状況を踏まえ、別添資料のとおり、令和5年8月31日(木)を第1回目の期限、令和5年10月31日(火)を第2回目(最終)の期限とします。

ただし、原則は、これまでどおり第1回目の期限に向け、適切な準備・取組みを行っていただくこととし、それでもなおやむを得ない事情により間に合わない場合のみ、第2回目の期限までの提出を受け付けることとします。そうした経緯については、提出時に県から確認させていただく場合もございますので、着実な進捗管理をお願いします。

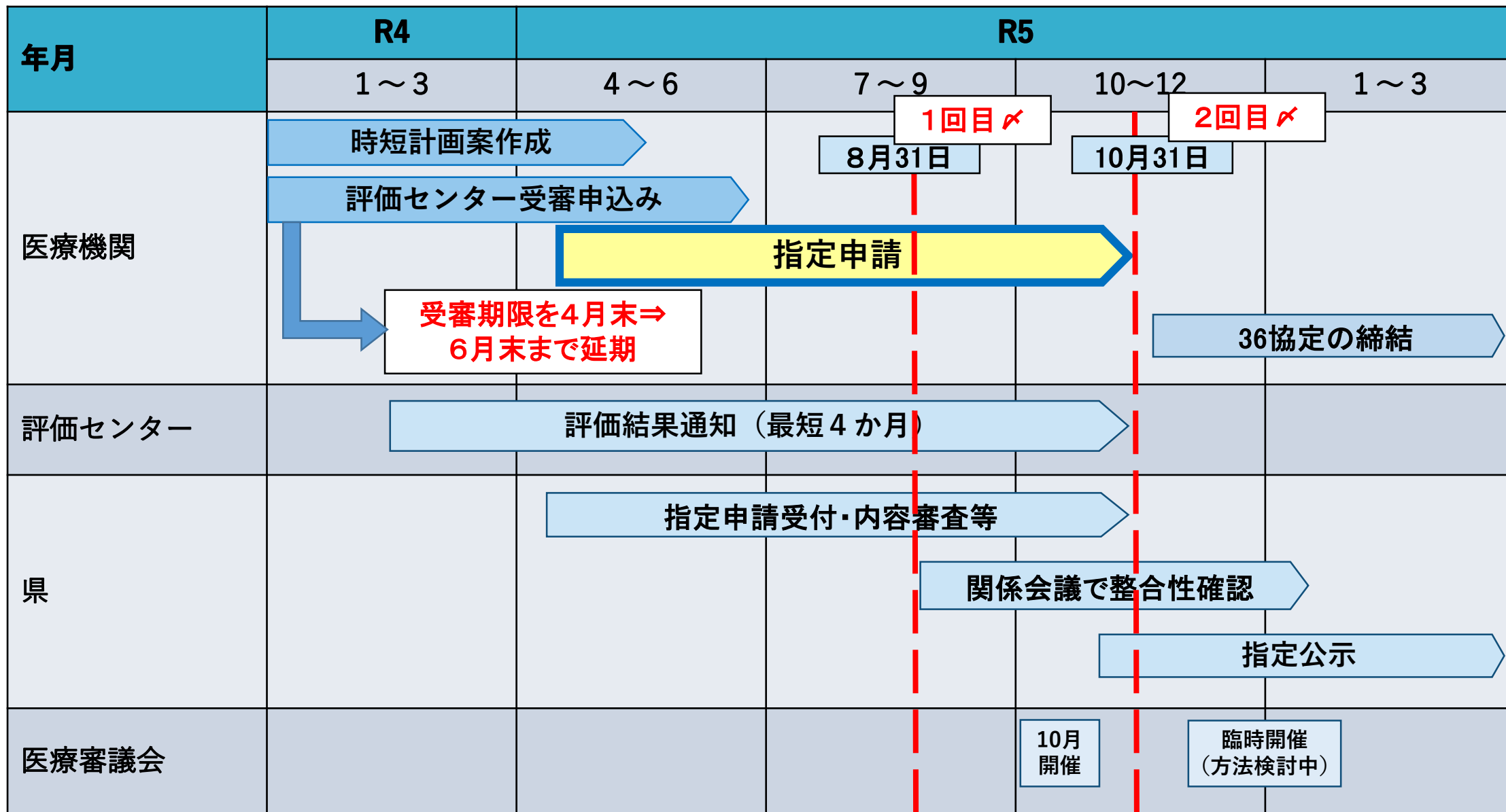
問合せ先
(神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局)
人材確保グループ 岸、原田
電話番号 045-210-4877
メール ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

令和5年5月31日付け通知 (医第1581号)

特例水準の指定申請期限

変更前	変更後
令和5年8月31日(木)	第1回目： 令和5年8月31日(木) 第2回目： 令和5年10月31日(火)

3 特例水準の指定申請に係るスケジュールの変更



法
施
行

3 特例水準の指定申請に係るスケジュールの変更

医 第 1581 号
令和5年5月31日

県内医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公印省略)

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請の期限
について (通知)

本県の医療行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年4月28日付け医第1344号により、特例水準の県への指定申請の期限を令和5年8月31日(木)と案内していたところです。

しかしながら、医療機関の皆様による各種事務手続きの進捗状況を踏まえ、別添資料のとおり、令和5年8月31日(木)を第1回目の期限、令和5年10月31日(火)を第2回目(最終)の期限とします。

ただし、原則は、これまでどおり第1回目の期限に向け、適切な準備・取組みを行っていただくこととし、それでもなおやむを得ない事情により間に合わない場合のみ、第2回目の期限までの提出を受け付けることとします。そうした経緯については、提出時に県から確認させていただく場合もございますので、着実な進捗管理をお願いします。

問合せ先

(神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局)

人材確保グループ 岸、原田

電話番号 045-210-4877

メール ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

注意！ 2回目の申請期限について

- ◆ 2回目はやむを得ない場合のみ
(あくまで予備の期限)
- ◆ 1回目に間に合わなかった事情をご説明いただく場合があります。

※ 2回目に集中すると、手続きが円滑に進まない恐れもあります。

引き続き8/31の提出に向け、ご準備ください！

4 特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施等（厚労省事務連絡）

令和5年5月26日付け 国→県 事務連絡

（厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室 → 都道府県）

事務連絡
令和5年5月26日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施と地域医療提供体制の確保
に向けた取組について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

各都道府県におかれましては、令和6年4月の医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始に向け、特定労務管理対象機関の指定の手續に係る準備や、医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）等を通じた医療機関の支援に取り組まれていることと存じます。この指定の手續に関連して、「特定労務管理対象機関の指定申請を予定する医療機関の状況について（調査依頼）」（令和5年3月22日付け事務連絡）で、各都道府県で把握している既存の特定労務管理対象機関の申請予定の状況を提供していただいたところですが、令和6年4月に向けた指定の円滑な実施や地域医療提供体制の確保のためには、引き続き、医療機関の準備状況を適切に把握し、準備状況を踏まえ更なる取組支援を行っていくことが重要です。

つきましては、上述の趣旨を踏まえ、以下の取組の実施をお願いします。また、必要に応じて、状況を確認させていただく場合があることを御承知おきください。

4-1 評価センターの早期受審

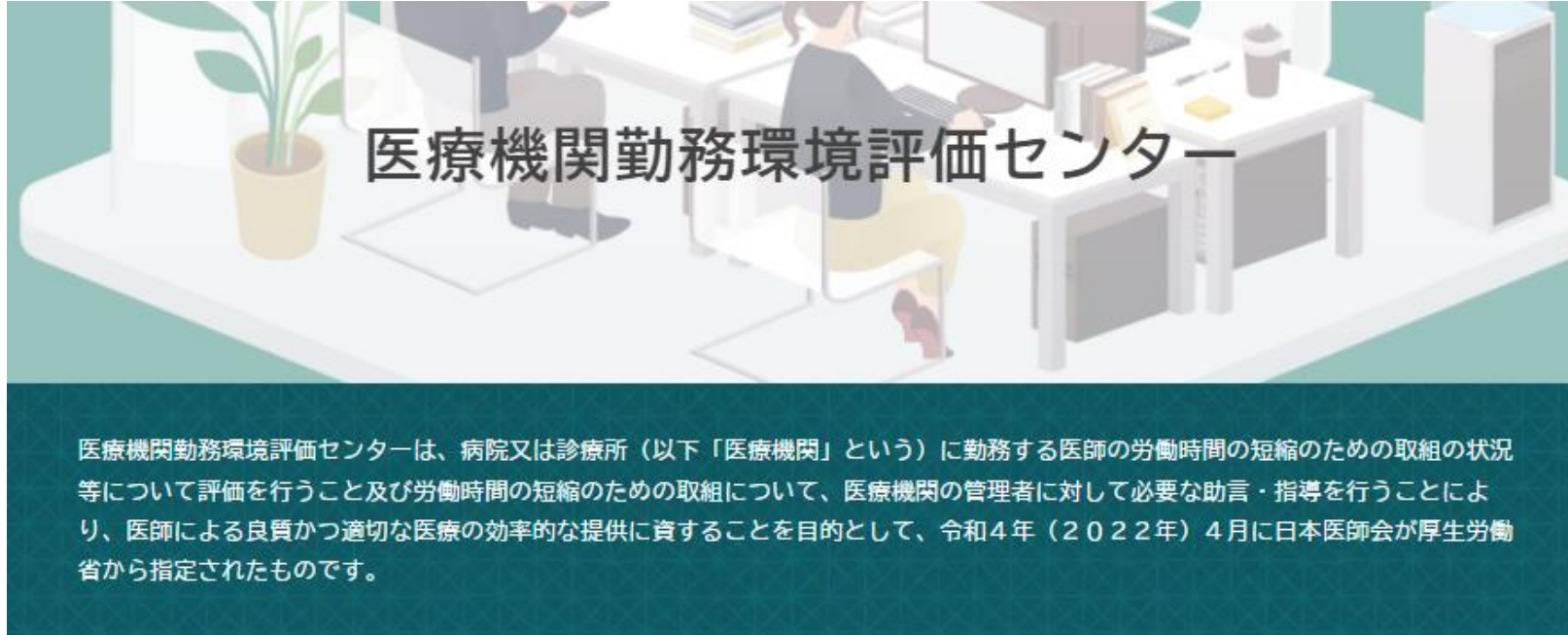
令和5年5月26日付け 国→県 事務連絡

(厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室 → 都道府県)

抜粋（評価センターの早期受審について）

評価センターの評価について、各都道府県の指定手続のスケジュールも踏まえつつ、引き続き、**受審申請の前倒し**を勧奨するとともに、早期の受審申請を妨げている理由を個別に確認の上で支援を行う等、勤改センター等を通じてより一層の効果的な取組支援を実施すること。

<評価センターの早期受審はホームページを参照してください>



評価のポイントや確認資料例などを解説した『解説集』も掲載

！注意！
評価まで順調で4か月。それ以上かかる可能性もあります。
遅くとも令和5年**6月末までに受審開始**をお願いします。



医療機関勤務環境
評価センターについて



医療機関及び
関係機関の皆様へ



評価受審
手続きについて



サーベイヤーの皆様へ
(サーベイヤー専用サイト)

URL:<https://www.sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

＜都道府県別の評価センターの受審状況＞

評価センター受審申込 受付状況

令和5年6月5日現在

都道府県名	申込件数
北海道	5
青森県	0
岩手県	4
宮城県	3
秋田県	0
山形県	0
福島県	0
茨城県	2
栃木県	6
群馬県	0
埼玉県	13
千葉県	9
東京都	13
神奈川県	12
新潟県	1
富山県	0
石川県	0
福井県	2
山梨県	1
長野県	0
岐阜県	3
静岡県	8
愛知県	8
三重県	2

都道府県名	申込件数
滋賀県	3
京都府	3
大阪府	17
兵庫県	8
奈良県	0
和歌山県	0
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	3
広島県	2
山口県	1
徳島県	1
香川県	1
愛媛県	1
高知県	3
福岡県	16
佐賀県	1
長崎県	0
熊本県	3
大分県	2
宮崎県	0
鹿児島県	4
沖縄県	2
合計	166

■ 6月5日までの評価センター受審申込件数は、全国で166件
うち、神奈川県内の受審申込件数は12件

※県内の救急医療機関187病院のうち、特例水準の申請を予定
しているのは40病院
(5月webフォームアンケート結果(5/14~~日~~)より)

4-2 勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施

令和5年5月26日付け 国→県 事務連絡

(厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室 → 都道府県)

要旨（表題の該当部分について）

■ 特例水準を予定している医療機関の皆様は、次のとおり、令和6年4月以降の勤務間インターバルを考慮した勤務計画の作成及び勤務実態に基づく代償休息の付与に係るシミュレーションを行ってください。

- ・ 診療機能への影響が生じることがないよう
- ・ 地域の医療提供体制を確保する観点から
- ・ 少なくとも、令和6年4月以降に時間外・休日労働が年960時間を超えると見込まれる医師が1人でも所属する診療科において

■ なお、当該シミュレーションはその目的を鑑み、評価センターの評価受審前に実施されていることが望ましいです。

4 - 2 勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施

要約すると

国事務連絡では、時短計画が実効性を担保したもののとなるよう、**勤務シフトのシミュレーション**を行うことが望ましいとしています。各医療機関においても、既に取り組みられていると思いますが、内容を踏まえ、参考としていただければと考えます。

4-3 特定労務管理対象機関の指定申請を予定しない医療機関に向けて

令和5年5月26日付け 国→県 事務連絡

(厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室 → 都道府県)

抜粋（特例水準を予定していない医療機関へ検討を求めることについて）

- 1) 宿日直許可の取得意向がある一方で、現時点で宿日直許可を取得できていない場合には、取得できない前提で医師の労働時間について改めて確認を行うこと。
- 2) 1) の結果、医師の時間外・休日労働が1人でも年960時間を超えることが見込まれ、令和6年4月以降の地域医療に影響が生じると考えられる場合には、実態を踏まえた特定労務管理対象機関の指定申請を検討すること。
- 3) 2) の指定申請の対応が難しい場合には、当該医療機関の所在する二次医療圏における医療機関間での役割分担や医療機能の見直し（例：各医療機関の輪番担当日数の見直し等）について地域で議論を行うこと。

4 - 3 特定労務管理対象機関の指定申請を予定しない医療機関に向けて

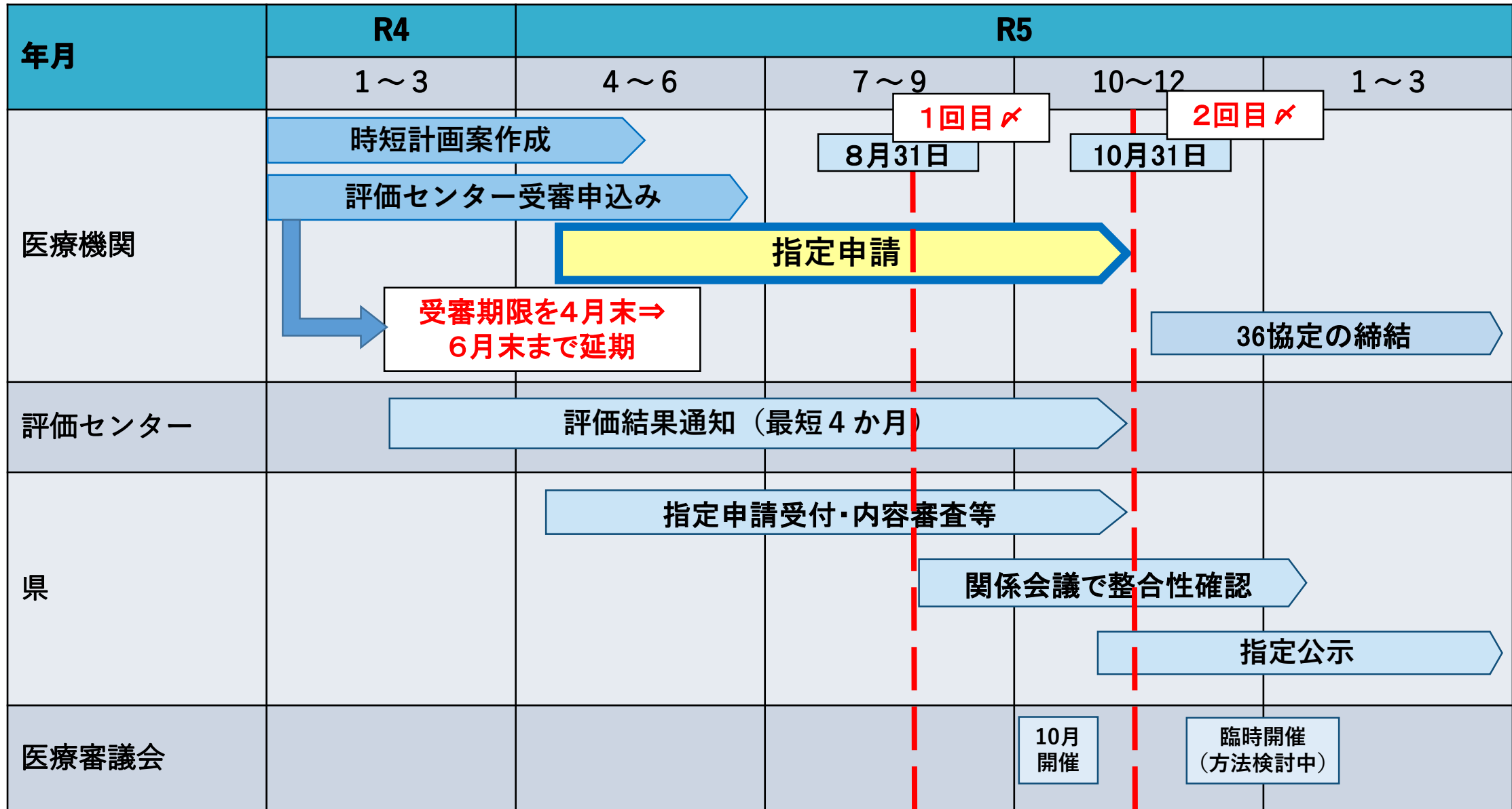
- 今、抜本的に取り組まないと、手遅れになります！
- 宿日直許可が取得できないことも考慮した対応を、検討すべき時期ではないでしょうか

- 働き方改革の取組を進める → A水準 かつ 地域医療提供体制の確保
 - × 努力したが、令和6年4月に間に合わなかった・・・
 - ・法令違反 → 管理者が罰せられる可能性
 - ・診療縮小 → 地域医療に影響 → 県民の命と健康に懸念
- ➡ **こうならないために、経過措置がある（特例水準）**

今が最後のチャンスですので、各医療機関にあっては、改めて着実な取組を進めるようお願いします。

県としては、毎月のウェブ調査等を通じて状況を把握し、引き続き時短計画の作成等を支援していきますが、厚労省の通知の内容も踏まえた適切な対応をご検討ください。

(再掲) 特例水準の指定申請に係るスケジュールの変更について



法
施
行

ご清聴ありがとうございました。